

平成24年11月20日  
(2012年)

事業者各位

吹田市総務部契約検査室

### 吹田市暴力団の排除等に関する条例の施行に伴う事業者からの「誓約書」の提出について

吹田市では、社会全体で暴力団の排除を推進し、市民生活の安全と平穏を確保することを目的に、平成24年12月1日から吹田市暴力団の排除等に関する条例が施行されます。

つきましては、入札参加資格審査申請時及び公共工事等の受注に際して吹田市と契約を締結する元請負人及び下請負人等の方は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」の提出が必要となります。

事業者の方々におかれましては、本条例の趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。具体的な内容については、下記のとおりです。

#### 記

#### 1 対象

**契約金額500万円以上の契約**（建設工事、測量・建設コンサル、委託役務、物品購入等）を締結する元請負人及び下請負人等（資材又は原材料等の納入業者を含む。）

#### 2 様式

別紙（元請用・下請用）のとおり

#### 3 提出期限

元請負人は、入札公告において定める日時、又は契約の締結時に吹田市へ提出していただきます。

下請負人等については、当該下請契約等を締結する際に、元請負人を通じて吹田市へ提出していただきます。

#### 4 誓約書を提出しない場合に対する措置

元請負人が誓約書を提出しない場合は、当該契約の締結は行いません。

吹田市の入札参加資格を有する元請負人及び下請負人等が誓約書を提出しない場合は、吹田市指名停止措置要領に基づき指名停止の措置を行います。

#### 5 誓約書の内容に違反した場合に対する措置

元請負人が、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合は、当該契約を解除し、違約金を徴収します。

吹田市の入札参加資格を有する元請負人及び下請負人等は、一定期間入札参加除外措置を行い、公表します。

下請負人等で吹田市の入札参加資格を有していない場合、一定期間公表します。

#### 6 施行日

平成24年12月1日